

6 弥監公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第5項の規定に基づき随時
監査(財政課)を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を
次のとおり公表する。

令和6年12月19日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行

令和6年度 財政課随時監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

監査委員による監査実施日

令和6年12月19日（木） 午後11時15分から午後11時30分まで

3 監査の対象

財政課

当直勤務における公金の取扱いについて

4 監査の方針及び方法

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、当直勤務における釣銭について、公金の取扱が適切かをヒアリングにて監査した。

5 監査の結果及び指摘

監査を実施した結果、釣銭を取り扱う他の部署では、会計管理者より公金で釣銭が貸与されている。当直勤務では火葬場使用料の現金の取扱いがあるが、公金で釣銭は用意されておらず、職員の私費で立替え、後日公金で返金がされている。

公金を職員が私費で立替えることは不適切であるため改善されたい。また、「弥富市公金等の適切な取扱い指針」に準拠し、適切に公金の取扱いをされたい。

令和6年12月19日

弥富市監査委員 佐藤 孝

同 平野 広行